

暮らしの情報

生活に役立つ、身近な情報



赤十字活動資金にご協力ください

日本赤十字社は、災害救護活動をはじめ、幅広い人道的活動を行っています。

これらの活動資金は、皆さんの善意による社資(毎年500円以上の納入者による会費(社費)と一般の方からの寄付)によって支えられており、安定的に災害救護活動ができるよう社資を募集しています。

加入されている方には日赤協賛委員が伺いますので、ご協力をお願いします。

【連絡・問合せ先】日本赤十字社三笠市地区(福祉事務所福祉総務係) ☎②3995



献血にご協力ください

【日程・場所】5月17日(水)

▼午前9時30分～午後1時

…市役所前

▼午後3時～4時30分

…市立三笠総合病院前

【次回の予定】7月23日(日)

【問合せ先】福祉事務所福祉総務係

☎②3995

生活困窮者自立支援制度

「電気・ガス・水道を止められ

そう…」「家賃が払えなくなりそう…」「なかなか仕事がみつからない…」「そんな不安や悩みを抱える方を支援します。一人で悩まず深刻化する前にご相談ください。

■自立相談支援事業

生活に困窮している方が生活

保護を受ける前の段階で、できるだけ早く自立できるよう専門の支援員(主任相談支援員、相談支援員、就労支援員)が相談に応じ、継続的な支援をします。

【相談電話】

▼受付日時：月曜日～金曜日(祝日除く)午前9時30分～午後5時

▼連絡先：そらち生活サポートセンター / ☎0120-279-234(フリーダイヤル・相談無料)

【相談会の開設】

▼開設日時：毎月第3火曜日(予約不要)午後1時30分～午後4時

▼会場：福祉事務所相談室

※家庭訪問や開設日以外の相談予約は、福祉事務所窓口でも受付します。

▼運営団体：そらち生活サポートセンター

■住居確保給付金

離職により住居を失い生活に

困窮している方、または住居を失う恐れの高い方に、安定した就職活動ができるよう、期限付きで家賃相当額を支給します。

※就職活動、収入、資産などに一定の基準があります。詳しくは問い合わせてください。

【問合せ先】福祉事務所保護係 ☎②3995

公園や市道の草刈りにご協力

いただいた皆様へ

公園や緑地、市道の草刈りにご協力いただいている町内会や、地域の皆さん、ありがとうございます。

今年も草刈りに協力いただける方に、草刈機を貸し出していますので、申し出てください。また、刈った草は、市で収集しますのでご連絡ください。

◎刈草を出すときの注意とお願い

▼公園や緑地、市道以外の草は収集できません。

▼刈った草は袋に入れてください。なお、公園や緑地は、刈ったまま集めなくても良い場合がありますので、ご相談ください。

▼刈草を入れる専用袋は配布していません。無色・半透明の袋やレジ袋などを使用してください。

各種検診の無料受診

対象者へのクーポン券や受診票は6月に発送する予定です。

◆子宮頸がん・乳がん検診：女性特有の子宮頸がん・乳がん検診が無料となるクーポン券と検診手帳を送付します。これらのがんは早期発見・早期治療で治る可能性が高いものです。

なお、無料クーポン券を利用しないでがん検診を受診された方には、検診費用の払い戻しができませんのでご注意ください。

◆B型・C型肝炎ウイルス検診

肝炎ウイルス検診を無料で受診できる受診票を送付します。

簡単な血液検査で感染の有無が分かります。

【問合せ先】ふれあい健康センター 健康係 ☎③2010

三笠市労働者厚生資金 貸付制度

市では、市内に勤務している方の福利厚生の上と生活の安定を図るため、生活資金・教育資金の貸し付けを行っています。

【取扱金融機関】北海道労働金庫 岩見沢支店

【貸付条件・審査】①労働金庫に出資する市内の労働組合などの従業員の方(保証料率0.6～0.7%)②市内在住で、市税などを完納し、同一事業所に1年以上勤務されている方(保証料率0.6～1.2%)

※①または②のいずれかの条件に該当される方に対し、北海道労働金庫の定める審査を行います。

【資金の用途】①生活資金(医療費、冠婚葬祭、生活物資の購入、生活応急資金)②教育資金(教育費)

町内会に関するQ&A (未加入の方へ)

地域コミュニティへの参加で安心な暮らしを

Q. 町内会ってどんな団体？

A. 町内会は、自分たちの住んでいる地域を快適に住みやすく、子どもからお年寄りまで安全・安心に暮らせるまちづくりを目的として、地域に住む人達や企業で構成された自主的な任意団体です。

Q. どんな活動をしているの？

A. 地域によって活動内容は異なりますが、環境改善活動(ごみ拾い)、安全・安心のまちづくり(防犯灯の維持・防犯パトロール・防災訓練)、子どもの育成や高齢者支援(交流行事や助成)などの活動をしています。また、活動を通して地域住民同士のコミュニケーションや、いざという時に助け合える関係を築くことができます。

Q. 町内会に入るには？

A. 地域により加入方法は異なりますので、近所の町内会員または、問い合わせ先にご連絡ください。

【問合せ先】市民生活課市民
年金係 ☎ 23187

【貸付金額・期間】80万円以内・5年以内

【融資の利率】①生活資金：年2.61%②教育資金：年2.22%

※金利は4月1日現在

【申込方法】各種証明書類が必要になりますので、詳しくは北海道労働金庫岩見沢支店に問い合わせください。

【問合せ先】北海道労働金庫岩見沢支店 ☎ 0126221035 / 商工観光課商工観光係 ☎ 3997

交通ルール、みんなで守って安全・安心！

春の全国交通安全運動
5月11日(木)～5月20日(土)

春の全国交通安全運動が始まります。交通安全について次のことに気を付けましょう。

▼歩行者は横断歩道や信号機の

ある交差点が近くにあるときは、その横断歩道や交差点で横断するようにし、横断する前、横断中も左右の安全をよく確認して車に注意しましょう。

▼運転者は子供の飛び出しや、高齢者の道路横断にも対応できる安全な速度で運転しましょう。

また、信号機の設置されていない横断歩道では、歩行者の優先を守り、子供と高齢者の安全な通行を確保しましょう。

▼飲酒運転は悪質で重大な犯罪であるとの認識を持ち、二日酔い運転を含め、飲酒運転は絶対にやめましょう。また同乗者も罪に問われる場合がありますので二日酔い状態も含めて、酒気を帯びている人には、絶対に運転をさせないようにしましょう。

▼あおり運転(妨害運転)は、重大な交通事故につながる極めて悪質危険な行為です。車を運転する際は、周りの車などに対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転しましょう。

▼全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務となりました。身の安全のため、ヘルメットを着用しましょう。また、信号の遵守や交差点での一時停止・安全確認のほか、夜間の無灯火走行の禁止など交通事故防止のための基本的な交通ルールを守りましょう。

【問合せ先】生活安全センター 交通安全係 ☎ 7777



新型コロナウイルス感染症に感染した被用者の傷病手当金の延長

国民健康保険被保険者の傷病手当金適用期間が5月7日(日)まで延長されました。

▼支給対象者：国民健康保険加入中の被用者で、新型コロナウイルスへの感染や感染疑いのため仕事を休み、給与が支払われない方

▼支給対象となる日数：仕事ができなかった日から最初の3日間を除いた日

▼支給額：直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額×就労日数×3分の2×支給対象となる日数

▼適用期間：令和2年1月1日から令和5年5月7日までの間(入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

▼必要書類：制度の活用には申請手続きが必要となりますので、電話で問い合わせください。なお、保険給付を受ける権利は、2年を経過すると時効により消滅しますので忘れずに申請してください。

※後期高齢者医療制度でも同様の手当があります。

【問合せ先】市民生活課保険医療係 ☎ 23188 / 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 01112905601